

判決年月日	平成25年2月6日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成24年（行ケ）10273号		
○「数検」及び「数学検定」の文字を上下二段に横書きしてなり、第41類「数学に関する資格認定試験の実施算数・数学検定に関する電子書籍の提供」を指定役務とする商標（本件商標）が、商標法4条1項7号に該当するものとなり、商標登録がされた後において、同号に該当するものとなったから、同法46条1項5号の規定に基づき、その登録を無効とすべきものと判断した審決が取り消された事例			

（関連条文）商標法4条1項7号、46条1項5号

1 本件は、原告が、「数検」及び「数学検定」の文字を上下二段に横書きしてなり、第41類「数学に関する資格認定試験の実施算数・数学検定に関する電子書籍の提供」を指定役務とする本件商標の商標権者として登録されていたところ、被告が、特許庁に対し、本件商標の登録を無効にすることを求めて審判の請求をし（無効2011－890088号事件）、特許庁は、本件商標の登録を無効とする旨の審決をしたため、原告がその審決取消を求めた事案である。

審決は、本件商標は平成23年9月27日には、商標法4条1項7号に該当するものとなり、商標登録がされた後において、同号に該当するものとなったから、同法46条1項5号の規定に基づき、その登録を無効とすべきものであるとした。

2 裁判所の判断

裁判所は、概要、以下のとおり判示して審決を取り消した。

本件商標又はこれに類似する標章は、被告が財団法人として認可を受ける前にも、任意団体である日本数学検定協会の数学検定試験に使用されており、財団法人（被告）の設立年度には受検者数が約9万4000人（団体受験校2500校）に達していたこと、被告の設立後、被告の実用数学検定試験の受検者数が大幅に増加し、本件商標もより広く知られるようになったが、原告は、平成22年1月21日に退任するまで被告の理事（理事長）であったこと、原告と被告とは、平成11年、平成21年及び平成23年に商標の Patent 料に関する契約を締結し、被告が原告に対し、Patent 料の支払（本件商標登録前の分も含む。）を行ったこと、原告が被告の理事を退任した後も、被告が、合意書や誓約書において、原告が本件商標権を有することを前提としていることが認められる。すなわち、本件商標は、当初、原告によって使用されており、被告の設立後、被告によって使用されるようになったが、被告は、上記誓約書を作成した平成23年4月ころまでは原告が本件商標権を有することを前提としており、その後、被告が本件商標権を取得したとか、被告に対し本件商標に関する専用使用権が設定されたとの事実は認められない。上記の事情からすると、被告の設立後、本件商標の周知著名性が高まった事実があるとしても、本件商標が被告によって使用されるべき性格の商標になったということはできない。

また、本件商標権の Patent 料支払に関する契約の有効性等につき原告と被告との間に見

解の相違があること,本件商標に係るパテント料支払について文部科学省から改善を要する事項について通知を受けたこと,実用数学技能検定事業に関し,原告と被告とが同時期に同様な検定を実施したことから受検者等に混乱が生じた経緯があることが認められる。しかし,上記のような当事者間の民事上の紛争や受検生等の混乱は,もっぱら当事者間の反目や当事者による本件商標の使用態様その他の行動に起因して発生したものというべきであり,本件商標登録によって生じたとは認められない。そうすると,仮に,被告の実用数学技能検定事業が何らかの公的性格を有するとしても,民事上の紛争等が発生していることを根拠として,本件商標が被告によって使用されるべき性格の商標になったとか,社会通念に照らして著しく妥当性を欠き,公益を害するようになったということとはできない。

加えて,本件商標の構成自体も社会的妥当性を欠くとはいえない。

したがって,本件商標登録が,公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めることはできない。